

改正市公害防止条例（その他の規定）について

1. その他の規制及び雑則の見直し

項目	現行条例	改正 条例（案）	説明
畜舎及び鶏舎の管理義務	畜舎又は鶏舎を設置しているに対し、施設の整備、汚水汚物の処理、悪臭その他の公害及びはえ等の害虫が発生することのないよう義務付けている。 また、一定の規模以上の畜舎又は鶏舎にふん尿処理施設の設置を義務付けている。	【削除】	条例制定当初は、公害関連法令が未整備であったため、公害の発生源となっていたが、鶏舎は市内になく、畜舎は相当数減少している。また、現在は、法令が整備され、現状において義務付けをする必要は認められないことから、削除する。
汚染された土壌の耕作の中止勧告	規則で定める有害物質又は農薬等により土壌が汚染され、農作物及び人の健康に被害の生ずるおそれがあると認めるときは、当該土壌における農薬散布及び耕作の中止を勧告することができる。	【削除】	条例制定当初は、土壌汚染の発生の懸念があったが、現在では、農用地の土壌汚染防止等に関する法律及び土壌汚染対策法による土壌汚染の状況の把握、人の健康被害の防止に関する措置等が定められており、条例において独自に規定する必要性は認められないことから、削除する。
緊急時における一時停止	工場等の作業又は特定建設作業に伴って生じた公害の原因となる物質等によつて、人の健康に被害を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあり、かつ、緊急を要すると認めるときは、この条例の他の規定にかかわらず、当該工場等の作業又は当該特定建設作業の一時停止を命ずることができる。	【削除】	条例制定当初は、公害関係法令等が未整備であったため、必要な規定であったが、現状では条例において独自に規定する必要は認められないことから、削除する。

2. 新たな規定の追加

現行の条例には規定されていない事項について、見直し後の条例に以下の内容を追加します。

(1) 予想外の公害に対する措置

予想しない物質、事業活動により公害が発生し、人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼした（おそれを含む。）と認める場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対して必要な措置を要請できる規定を設ける。

(2) 改善の要請

有害物質に係る排水規制及び「指定事業所」に対する規制以外で、工場・事業場から発生する物質等による公害が発生した場合において、その工場・事業場に対して必要な改善措置等を要請できる規定を設ける。

(3) 「公表」に関する規定

現行の条例は、規制基準違反に対する改善勧告と勧告に従わない場合の改善命令を規定しており、見直し後の条例においても継承するが、これにあわせて、市民への情報提供と不当な行為を行った事業者に対する措置として、違反の事実の公表に関する規定を設ける。

ただし、その運用は慎重を期さなければならないことはもとより、公表をしようとするときは、その公表に係る者に、あらかじめ、通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続きを設ける。

(4) 環境審議会への諮問

現行の条例は、規制基準を定めるときについて当審議会の意見を聞かなければならないとしているが、見直し後は、独自の排水基準の設定及び揚水施設に係る技術上の基準の設定、その他公害防止に関する重要事項等について、当審議会の意見を聞くよう明記する。